

令和 6 年 10 月 3 日

会:員 各 位

近畿税理士会 和歌山支部
支部長 坂 本 忠 進

令和 6 年度第 3 回 支部懇談会(R6.10.2 開催)につきまして 下記のとおりご報告いたします。 よろしくお願いいたします。

令和 6 年 10 月 2 日

支 部 懇 談 会 資 料

【担当：総務課】

1 用紙コーナーの廃止

2 申告書等の控えへの收受日付印の押なつ見直しについて 令和7年1月から実施

3 マイナンバーカードの普及・利活用の促進について (別添1「できます。が増えてます。マイナンバーカード」参照)

4 税に関する高校生の作文

○「高校生の税に関する作文」作文応募 (単位：編・校・%)

| | 提出編数 | 応募編数割合 | 提出校数 | 応募校数割合 |
|-------|-------|--------|------|--------|
| 令和6年度 | 2,024 | 18.6 | 11 | 78.5 |
| 令和5年度 | 1,663 | 15.5 | 10 | 71.4 |

これまでの支部懇談会及び様々な場において、皆様方にお伝えしてきましたが、再度周知いたします。

当局としては、納税者目線を大切にし、スマートフォン、タブレット、パソコンなどといった日常使い慣れたツールから簡単・便利に手続を行うことができる環境を構築することで、税務手続のあるべき姿である「あらゆる税務手続が税務署に行かずにできる社会」の実現を目指しております。

1 用紙コーナーの廃止

「あらゆる税務手続が税務署に行かずにできる社会」の実現のための施策として、前回の支部懇談会でも周知させていただきましたが、各種オンライン手続の利用拡大を図るため用紙コーナーを8月に廃止しています。代替手段として、来署者自身が国税庁HPから用紙を印刷できるよう出力用PCを配備しております。

2 申告書等の控えへの收受日付印の押なつ見直しについて

これまで何度も周知していますとおり、e-Tax利用率の増加及び、更なるe-Taxの申告等の利用拡大を推進する観点から、税務手続の見直しの一環として令和7年1月から申告書等の控えに收受日付印を押なつしないこととなります。

先ほど申し上げました「あらゆる税務手続が税務署に行かずにできる社会」の実現に向け、先生方におかれましては、様々な機会を通じて、是非e-Taxによる申告の利用勧奨をお願いいたします。

3 マイナンバーカードの普及・利活用の促進について

これまで申し上げてきました税務行政のDXを実現するためには、マイナンバーカードが必要になりますが、税務手続のみではなく、様々な公共機関の手続きにおいて、より便利で簡単なものになります。

別添資料2ページをご覧ください。現在でもご覧のとおり様々な手続がマイナンバーカードにより便利になります。私どもとしても、広く国民の皆様を知っていただきたいと思っておりますので、機会あるごとにご紹介のほどよろしくお願ひします。

4 税に関する高校生の作文

本年度も非常にタイトなスケジュールの中「税に関する高校生の作文」に関する選考作業に御協力いただきありがとうございました。

今後は選考作業いただいた結果をもとに各賞を決定させていただきます。

なお、近畿税理士会和歌山支部長賞については、2編予定をしております。受賞された生徒の学校へ赴き贈呈式を行う予定としておりますのでよろしくお願ひします。

【担当：税務広報広聴官】

○ 「税を考える週間」について（テーマ：これからの社会に向かって）

期間：令和6年11月11日（月）～令和6年11月17日（日）

(1) 国税庁ホームページによる広報

- ・ 「これからの社会に向かって」をテーマとした特設ページの設置

(2) SNSを利用した広報

- ・ YouTubeの「国税庁動画チャンネル」に新着動画を掲載
- ・ 各種情報をX（旧Twitter）で発信

平素から税務の広報広聴に関する事務について、深いご理解とご協力を賜り、ありがとうございます。

私からは、「税を考える週間」について説明させていただきます。

国税庁では、国民の皆様には租税の意義や役割、税務行政に対する知識と理解を深めていただくため、1年を通じて租税に関する啓発活動を行うとともに、毎年11月11日から17日を「税を考える週間」として、集中的に様々な広報広聴施策を実施しています。

本年の「税を考える週間」におきましては、国税庁ホームページ内に「これからの社会に向かって」をテーマとした特設ページを設け、国税庁の各種取組についてご紹介する予定としております。

また、SNSを活用した広報としまして、YouTubeの「国税庁動画チャンネル」に新着動画を掲載するとともに、各種情報をX（旧Twitter）で発信いたします。

先生方におかれましては、「税を考える週間」につきまして、顧問先へご周知いただくなど、納税者の租税に関する啓発活動にご理解・ご協力をお願いいたします。

【担当：管理運営部門】

1 キャッシュレス納付の利用拡大について

2 PDFファイルによる電子納税証明書の利用勧奨について

- ・ 自宅やコンビニで何枚でも印刷可能
- ・ 手数料が安価（通常400円⇒370円）

3 期限内納付について

- ・ 令和6年分所得税及び復興特別所得税の予定納税分に係る納期限
第2期分 令和6年12月2日（月）

3

1 キャッシュレス納付の利用拡大について

関与先の申告の際には、キャッシュレス納付（ダイレクト納付、振替納税、インターネットバンキング、クレジットカード納付、スマホアプリ納付）の積極的な利用勧奨をお願いします。

また、「納税資金の定期的な積立て」及び「予納制度」の利用についても、引き続きの指導をお願いします。

2 PDFファイルによる電子納税証明書の利用勧奨について

パソコンから電子署名を付与した納税証明書交付請求書を提出し、手数料をインターネットバンキングやATMで納付することで、税務署へ出向くことなく電子納税証明書（PDFファイル）を受領できます。

なお、受領した電子納税証明書（PDFファイル）は、自宅やコンビニで印刷可能な上、何枚でも印刷してお使いいただけますので、複数枚を提出する場合等、非常に便利です。

手数料が書面による請求に比べ安価（通常400円⇒370円）です。

3 期限内納付について

期限内納付に向けて、関与先の皆様に納期限の周知及び期限内納付指導をお願いします。なお、「ダイレクト納付」や「振替納税」など、キャッシュレス納付についてもご案内をお願いします。

【担当：管理運営部門】

4 税務署窓口領収時間の見直し

- ・ 署内領収受付時間 原則 9 時～16 時

5 納税表彰式の日程について

- ・ 令和 6 年 11 月 11 日（月） リハーサル
- ・ 令和 6 年 11 月 12 日（火） 表彰式

4 税務署窓口領収時間の見直し

令和 2 年 10 月 1 日（木）以降、署内領収の受付時間を原則 9 時から 16 時まで
でお願いしております。

国税庁においては、納税者等の利便性を向上させるとともに、現金管理等に
伴う社会全体のコストを縮減する観点から、キャッシュレス納付割合を向上させ
ていくことを目指しておりますので、金融機関や税務署窓口以外の、キャッシ
ュレス納付手段を利用していただきますよう重ねてお願いいたします。

5 納税表彰式の日程について

令和 6 年 11 月 12 日（火）にホテルグランビアにて、令和 6 年度 納税表彰式
が行われます。支部長、副支部長の皆様も、当日の日程をご確認いただき是非と
もご出席をよろしくお願ひいたします。

【担当：徴収部門】

1 予納制度の利用について

- ・ 「予納ダイレクト」の利用

2 分割納付時におけるダイレクト納付の利用について

(別添2「国税の分割納付に…ダイレクト分納を使ってみませんか？」参照)

1 予納制度の利用について

いつもながらのお願いで恐縮ですが、タイミングごとに納税資金の積立てや納期限の周知など、関与先に対する期限内納付に向けたご指導をいただきますよう、お願いします。

資料に記載しておりますが、将来に納付が見込まれる国税を、e-Taxに登録した預貯金口座からの引落としにより、課税期間において定期的に均等額を納付することができる「予納ダイレクト」という手続もございますので、是非ご案内をお願いします。

2 分割納付時におけるダイレクト納付の利用について

「ダイレクト分納」という手続があり、分割納付時にもダイレクト納付をご利用いただけます。

ただし、利用に当たっては、事前に徴収担当職員と納付相談を行っていただく必要がありますので、ご留意ください。

以上、お願いばかりで恐縮ですが、関与先への納付指導について、先生方のお力添えを賜りますよう、よろしくお願ひいたします。

なお、期限内の納付が困難との申出があった場合には、早期に税務署（徴収担当）での納付相談を御指導いただくよう、併せてお願いします。

また、前回にもお知らせしましたとおり、今年から納付書の送付が見合わせとなった方がいらっしゃいますので、注意喚起をいただくとともに、是非、キャッシュレス納付の利用を推奨いただきますよう、お願いします。

【担当：個人課税部門】

○ 各種説明会の開催について

| | 記帳説明会 | 決算説明会 |
|------|---|--|
| 開催日時 | 令和6年10月22日（火） （午前の部）10：00～12：00 （午後の部）14：00～16：00 | 令和6年12月9日（月） （午前の部）10：00～12：00 （午後の部）14：00～16：00 |
| 開催場所 | 和歌山地方合同庁舎 5階共用会議室2 | 和歌山地方合同庁舎 5階共用会議室2 |
| 講師 | 瀬戸 良和 税理士 | 瀬戸 良和 税理士 |
| 備考 | 和歌山納税協会と共催 | 和歌山納税協会と共催 |

各種説明会に開催についてです。

まず、記帳説明会ですが、令和6年10月22日（火）和歌山地方合同庁舎内5階共用会議室2において、午前午後の2コマで和歌山納税協会と共催で開催する予定です。講師の先生につきましては、瀬戸良和税理士にお願いしております。

次に、決算説明会ですが、令和6年12月9日（月）、記帳説明会と同様に和歌山地方合同庁舎内5階共用会議室2において、午前午後の2コマで和歌山納税協会と共催で開催する予定です。講師の先生につきましても、記帳説明会と同様に瀬戸良和税理士にお願いしております。

どうぞよろしく申し上げます。

【担当：資産課税部門】

【令和5年度改正】特定事業用資産の買換えの場合等の譲渡所得の課税の特例の改正

【届出書の提出】

資産の譲渡をした日の属する年中に資産を取得し、特例を適用する場合は資産の譲渡の日（先行取得した場合は取得の日）を含む**三月期間*の末日の翌日から2月以内**に、納税地の税務署長に、この特例を受ける旨の届出をすることとされた。

同一年中に譲渡及び取得があった場合において、提出期限までに届出書の提出がなかった場合、特例の適用はない（ゆうじょ規定なし）。

ただし、譲渡の前年中に先行取得した場合や、譲渡の翌年中に買換資産を取得見込である場合は、当該届出書は提出不要。
(従来どおり「先行取得資産に関する届出書」や「買換資産の明細書」の提出が必要となる。)

※三月期間

| 譲渡の日 (先行取得をした場合は取得の日) | 提出期限 |
|--------------------------|--------|
| 1月1日から3月31日まで | 5月末日 |
| 4月1日から6月30日まで | 8月末日 |
| 7月1日から9月30日まで | 11月末日 |
| 10月1日から12月31日まで | 翌年2月末日 |

適用時期

令和6年4月1日以後に譲渡資産の譲渡をし、かつ、同日以後に買換資産の取得をする場合における譲渡

資産課税関係につきましては、土地譲渡所得の特例で、令和5年度に改正された事項について改めて周知させていただきます。

事業用資産を買い換えた場合の特例（措法37）について、譲渡の同年中に資産を取得する場合、特例を適用する旨の届出書を提出することが適用要件に追加されました。

届出書については、四半期ごとに区切って、翌2か月以内に提出することとされましたので、提出期限は、スライドの「※三月期間」という表のとおりとなります。

なお、この届出書の提出については、ゆうじょ規定がなく、提出期限までに届出書の提出がなかった場合、特例の適用は出来ませんのでご注意ください。

この取扱いの適用時期は、令和6年4月1日以後に譲渡かつ取得をした場合です。

例えば4月に譲渡があり、12月末までに買換資産を取得した場合、届出書の提出期限は8月末ですので、期限までに届出書の提出がなければ適用不可となります。

また、9月に譲渡があり、同年4月に買換資産を先行取得していた場合も、届出書の提出期限は8月末となりますので、同様に適用不可となります。

9月に譲渡し、12月末までに買換資産を取得した場合は、11月末までに届出書を提出する必要がありますのでご注意ください。

資料にはありませんが、先生方には円滑な調査事務にご協力いただき、随時、

相続税の修正申告書をご提出いただいているところです。修正申告書の提出の際には、ぜひ、相続税e-Taxの利用をお願いします。

修正申告書は添付書類が少ないことも多く、当初申告と比較してもe-Tax利用がしやすいのではないかと思いますので、お願いことばかりで恐縮ですが、どうぞよろしくお願いいたします。

また、相続税の関与実績が多い先生方には、今後、個別にお伺いして利用のお願いをさせていただこうと考えております。お伺いした際には、色々とお話を聴かせていただけたらと思いますので、よろしくお願いいたします。

資産課税関係につきましては以上です。

【担当：法人課税部門】

1 改正税法説明会の開催

- ・ 日 時 令和6年10月18日（金） 14：30～ 16：00
- ・ 場 所 和歌山県民文化会館 大ホール
- ・ 内 容 賃上げ促進税制の見直し
交際費等の損金不算入制度の見直し 他

2 源泉所得税の納付指導

- ・ 国税局源泉事務センター又は和歌山税務署から電話による納付指導を実施

3 年末調整説明会の開催

- ・ 日 時 令和6年11月25日（月） 14：00 ～ 16：00
- ・ 場 所 和歌山城ホール 大ホール
- ・ 内 容 年調減税事務について

平素から法人課税に関する事務に深いご理解とご協力を賜り、ありがとうございます。

法人課税等の関係について、3点ご説明させていただきます。

まず、1つ目は「改正税法説明会」開催のご案内でございます。

10月18日（金）の14時半から、和歌山県民文化会館 大ホールで改正税法説明会を開催させていただきます。

令和6年度の改正の概要としましては、資料に記載させていただいた事項以外に、研究開発税制の見直しや消費税法の改正に関する説明も併せて実施させていただきます。

すでに案内の葉書も送付させていただいております。多くの方のご参加をお待ちしております。

さて、先ほど相続税のe-Taxの利用についてお願いさせていただきましたが、法人については、前回の支部懇談会でもご案内させていただきましたとおり、国税庁において「ALL e-Tax」を推進しているところでございます。が、先生方の利用状況に応じまして、個別に（場合によっては）複数回、勧奨させていただく予定をしております。

連絡させていただいた際にはご理解・ご協力のほど、お願いいたします。

2つ目は、源泉所得税の納付指導でございます。

源泉所得税の納付の確認できない方又はその顧問税理士の方に対して、国税局源泉事務センター又は税務署から電話による納付指導を行っております。

特に、本年度は定額減税により、通常の納付指導に併せまして納付税額がゼロとなっている場合の納付書の提出の御協力をお願いいたします。

3つ目は、年末調整説明会についてでございます。

令和6年分の年末調整の仕方、法定調書の作成方法等についての説明会を以下のとおり開催いたしますので、ご案内申し上げます。

なお、説明会では、年末調整における留意事項をはじめ、給与支払者向けの定額減税についても説明いたします。

令和6年10月2日

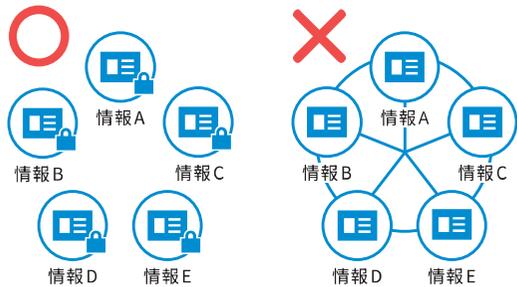
懇談会資料
【別添】

マイナンバーカードは 安心・安全です

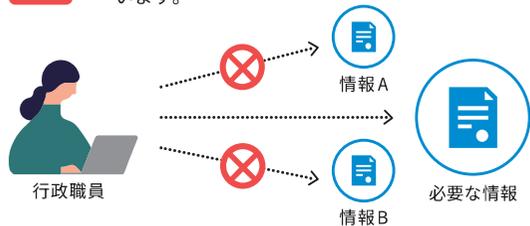
安心の情報管理体制

マイナンバー制度は、個人情報を一元管理する仕組みではないため、情報が芽づる式で漏れることはありません。また、国は預貯金額や医療などのあらゆる情報に関して監視することはありませんし、そもそもできない仕組みとなっています。

POINT 1 個人情報がひとつの共通データベースで管理されることは一切ありません。情報は分散して管理します。



POINT 2 受付を行政職員だけが、その手続きに必要な情報に限りアクセスすることが許されています。



POINT 3 不正なアクセスが行われないように、第三者機関の「個人情報保護委員会」が監視・監督しています。

券面における安全性の対策

おもて

なりすましはできません
顔写真入りのため、対面での悪用は困難です。

**マイナンバーを見られても
個人情報は盗まれません**
マイナンバーを利用するには、顔写真付き本人確認書類などでの本人確認が必要であるため、悪用は困難です。

**オンラインの利用には
電子証明書を使います
マイナンバーは使いません**

**プライバシー性の高い
個人情報は入っていません**
ICチップ部分には、税や年金などの個人情報は記録されません。健康保険証として利用する場合でも、特定健診情報や薬剤情報などがICチップに入ることはありません。

うら

万全のセキュリティ対策

- 紛失・盗難の場合は、**24時間365日体制で一時的利用停止可能**
- アプリ毎に暗証番号を設定し、**一定回数間違えると機能ロック**
- 不正に情報を読み出そうとすると、**ICチップが壊れる仕組み**

マイナンバーやマイナンバーカードについてのお問合せ

マイナンバー
総合フリーダイヤル **0120-95-0178**

平日：9:30～20:00 土日祝：9:30～17:30(年末年始を除く)
※紛失・盗難によるマイナンバーカードの一時利用停止については
24時間365日受付

■一部のIP電話等で上記ダイヤルに繋がらない場合

| | |
|------------------------------------|----------------------------------|
| マイナンバーカード等 050-3818-1250 | その他のお問合せ 050-3816-9405 |
|------------------------------------|----------------------------------|

■英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語
対応のフリーダイヤル
This telephone number is toll-free corresponding to English,
Chinese, Korean, Spanish and Portuguese.

| | |
|--|---|
| マイナンバー制度 Social Security and Tax Number System. 0120-0178-26 | 個人番号通知書、 マイナンバーカード Individual Number Notification and Individual Number Card. 0120-0178-27 |
|--|---|

マイナンバーカードの
申請方法はこちら

<https://www.kojinbango-card.go.jp/kofushine/>

別添
すべての「不便」をあたらしい「便利」に
✔️ できます。が増えてます。
マイナンバーカード
っていうけど
実際なにが
できるの？

マイナンバーカードで できます。

対面でもオンラインでも本人確認※に利用できるマイナンバーカードは、できることが広がっています。

※ カード自体の本人確認書類としての利用、銀行口座や証券口座開設時の対面・オンラインでの本人確認利用（民間企業における利用）

マイナンバーカードのさらなる利用シーン、使い方の詳細については、こちらのサイトをご確認ください。



1

健康保険証としても利用でき
過去の **診療や処方せんの情報** も確認できます。



自分の **特定健診情報等、診療・薬剤情報、医療費通知情報** をマイナポータルから確認できます。

※ 保険の種類によっては、対応していない場合があります。

本人の同意のもと、医師・薬剤師と特定健診・診療・薬剤情報などが共有でき、**より良い医療**を受けることができます。

※ 救急搬送時の傷病者の情報把握にマイナンバーカードを活用できるよう、実証事業も進めています。



2

所得税の **確定申告** も
自動入力で簡単にでき
手間を省くことができます。



マイナポータルと連携することにより、給与や年金の源泉徴収票・医療費・各種保険料・ふるさと納税などの控除証明書等の **データを確定申告書の該当項目に自動入力** することができ、簡単に確定申告ができます。

※ 発行主体の対応状況によっては、データを取得できない場合があります。

※ マイナポータル連携を利用するためには、事前準備が必要です。

確定申告期間は、e-Taxを利用すると **税務署に行かずに、24時間オンライン** で申告することができます（メンテナンス時間を除きます）。



3

保育所や児童手当の
申請など、**子育ての
手続き** も簡単にできます。



妊娠の届出や保育所入所の申込、児童手当の手続き などを子育てに関する手続きがマイナポータルから電子申請することができます。

マイナポータルを利用することで、**市区町村の窓口に出向かなくても、原則24時間オンライン** で手続きすることができます。

※ 自治体によって対応サービスは異なります。



4

役所に行かずに
転出届の提出など
引越しの手続き もできます。



転出元の **市区町村窓口に行かずに**、また窓口が開いていない時間帯でも、いつでも簡単に、マイナポータルから **オンラインで転出届を提出** することができます。

引越し先への転入届提出のための来庁予定の連絡（転入先市区町村への連絡）をマイナポータルから行うことで、引越しシーズンでも、**引越し先の市区町村窓口での各種手続きがスムーズ** になります。



5

コンビニで
住民票の写しなどの
証明書 を取得 できます。



役所に行かずに、**コンビニで各種証明書などを取得** することができます。

※ 毎日6:30から23:00まで利用できます。

※ 市区町村によって対応状況が異なります。

マイナンバーカードの機能をスマホに搭載すれば、**スマホひとつでコンビニ交付** を利用できます。

※ 一部のAndroid端末で利用可能です。

※ 一部店舗で先行実施中です（順次拡大予定）。



6

将来、病院の **診察券** など
としても利用できるよう
になります。



マイナンバーカードを **診察券** や **子ども医療費** などの **医療費助成の受給者証** として利用できるようになります。 **いろいろな病院の診察券や各種医療費助成の受給者証を1枚にまとめる** ことができるので、複数の診察券・受給者証として利用できるようになります。

※ 一部の病院、クリニックではすでに利用を開始しています。

※ 医療機関側のシステム改修が必要です。

国税の分割納付に…

ダイレクト分納

を使ってみませんか？

毎月の納付予定日を管理するのが大変…

毎月、税務署や銀行の窓口に行く時間がない…

現金を用意するのが面倒…



ダイレクト分納って、何？

納期限を過ぎた国税を、e-Taxに登録した預貯金口座からの引き落としにより、指定した(複数の)期日に納付できる便利な納付手続です。ご利用にあたっては、事前に徴収担当との納付相談が必要です。

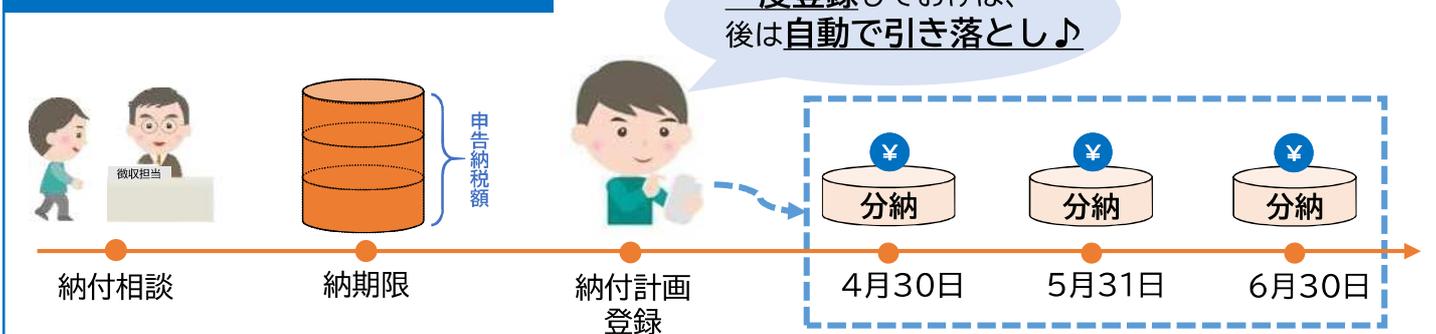
メリットは？

- 自宅や事務所からスマホ等で納付手続が可能
- 納付予定日をリマインド(メール)によりお知らせ



- ◆ 事前にe-Taxの利用開始手続を行った上で、ダイレクト納付利用届出書を提出していただく必要があります(個人の方のみ、e-Taxによる提出が可能です。)
- ◆ 一回の登録で、約12か月後の日付まで納付予定日を指定することができます。
- ◆ 本税には、完納の日までの期間に応じて延滞税が加算されます。
- ◆ 徴収担当との納付相談を経ずに納付計画を登録された場合は、滞納処分(財産の差押え、公売等)を行うことがありますのでご注意ください。

ダイレクト分納のイメージ



詳しくはコチラ >>

納税が困難な方へ

検索



計画的な納税を検討されている方は、裏面へ！

1年前から毎月納付するなど、
計画的に納付できる制度も！

それは

予納ダイレクト

予納ダイレクト
って、何？

将来に納付が見込まれる国税を、
e-Taxに登録した預貯金口座からの引き落としにより、
指定した期日に、**予**(あらかじめ)納付できる手続です。

メリットは？

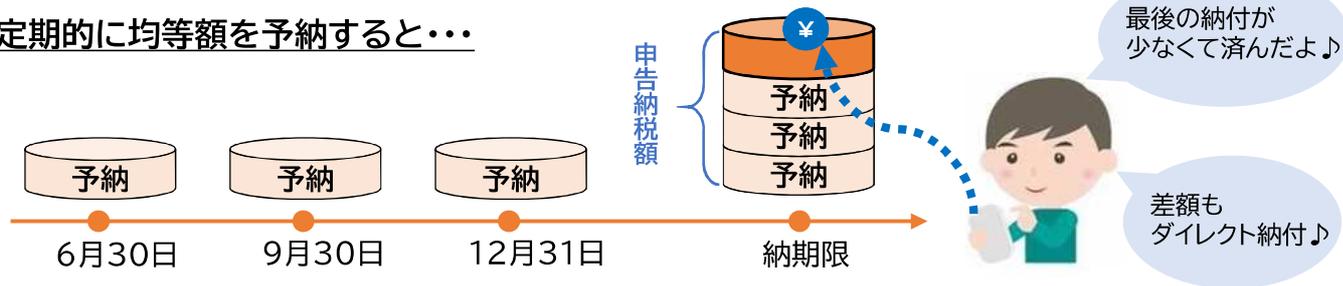
- 申告時に(一括で)納税資金を準備する負担を軽減
- 延滞税等、納付が遅れた場合のペナルティを回避
- 予納する国税の課税期間内となります。

予納できる
期間は？

例えば、令和5年分の確定申告分については、
⇒ 令和5年1月1日～12月31日となり、期間内において、
任意の引き落とし日の指定が可能です。

(注) 利用可能な税目は、申告所得税及復興特別所得税、贈与税、法人税(地方法人税)及び消費税及地方消費税です。

◎ 定期的に均等額を予納すると…



予納ダイレクトによる納付方法

STEP1

e-Taxに
ログイン！



STEP2

予納の申出を
選択！



STEP3

税目や予納額を
入力し、引き落
とし日を指定！

3ステップで完了！



詳しくはコチラ >> 予納ダイレクト

検索

